

## 成城大学教育イノベーション委員会FD小委員会規則

平成 27 年 5 月 26 日 制定

(設置)

第 1 条 成城大学教育イノベーション委員会（以下「教育イノベーション委員会」という。）のもとに、教育イノベーション委員会規則（以下「規則」という。）第 6 条に基づく常設の小委員会として、FD小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 小委員会は、規則第 3 条第 1 号に定める、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施（以下「FD活動」という。）に関して、以下の事項について審議し、これを実施する。

- (1) FD活動の企画立案
- (2) FD活動の実施計画の立案
- (3) FD活動の点検
- (4) FD活動の公表及び報告書の作成
- (5) FD活動に関する情報の収集と提供
- (6) その他、FD活動に関する事項

(組織等)

第 3 条 小委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
  - (2) 教育イノベーション委員会委員長
  - (3) 教育イノベーションセンター長
  - (4) 教務部長
  - (5) 規則第 4 条第 1 項第 5 号の委員のうち、各学部 1 名
  - (6) 規則第 4 条第 1 項第 6 号の委員
  - (7) 全学共通教育運営協議会議長
  - (8) 大学事務局長
  - (9) 教育イノベーション委員会委員長が必要と認めた者若干名
- 2 前項第 9 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 成城大学FD委員会規程（平成 20 年 2 月 26 日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の制定時における委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 30 日までとする。